

諮問庁：警察庁長官

諮問日：令和4年11月2日（令和4年（行情）諮問第617号）

答申日：令和5年6月29日（令和5年度（行情）答申第169号）

事件名：行政文書ファイル「風俗行政だより（平成31年度）」につづられた
文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書2（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年9月27日付令4警察庁甲情公発第169-1号により、警察庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

原処分の不開示部分はいずれも、法5条各号に規定される不開示情報にあたらぬと考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る行政文書開示請求について

原処分に係る行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）において、審査請求人は、「風俗行政だより（平成31年度）」と題する行政文書ファイル（府省名が警察庁、作成・取得年度等が2019年度、大分類が風俗営業等（風俗2係）、中分類が執務資料、作成・取得者が警察庁生活安全局保安課長、起算日が2020年4月1日、保存期間が3年、保存期間満了日が2023年3月31日、媒体の種別が紙、保存場所が執務室、管理者が警察庁生活安全局保安課長、保存期間満了時の措置が廃棄であるもの）に編綴された行政文書すべて（ただし、上記行政文書が片面換算で300枚を超える場合は、上記行政文書が編綴されている順に片面換算で1枚目から300枚目までに請求範囲を限定する）の開示を求めている。

2 原処分について

処分庁は、本件開示請求に係る対象文書として、別紙に掲げる文書を特定した。

本件対象文書の中で、警察電話の内線番号については、法5条6号に該当することから、当該部分を不開示とする原処分を行い、行政文書開示決定通知書（令和4年9月27日付け令4警察庁甲情公発第169-1号）により、審査請求人に通知した。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、不開示部分について、「いずれも、法5条各号に規定される不開示情報にあたらなくと考える」旨を主張し、原処分の取消しを求めている。

4 原処分の妥当性について

(1) 不開示情報該当性について

法5条6号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を、それぞれ不開示情報と規定している。

審査請求人は、審査請求書において、「不開示部分はいずれも、法5条各号に規定される不開示情報にあたらなくと考える」旨の主張をしていることから、原処分における不開示情報該当性について以下のとおり述べる。

(2) 本件対象文書に記載されている「警察電話の内線番号」

本件対象文書のうち、原処分において不開示とした「警察電話の内線番号」は、これを開示すると、行政機関等との連絡に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法5条6号に該当する。

5 結語

以上のとおり、原処分は妥当なものであると認められることから、諮問庁としては、本件について原処分維持が適当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年11月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月28日 審議
- ④ 令和5年6月23日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書2である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示部分の不開

示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、警察電話の内線番号が記載されていることが認められる。

当該警察電話の内線番号は、一般には公表されておらず、これを公にすれば、いたずらや偽計等に使用され、警察庁が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を及ぼすおそれがあるとする、上記第3の4(2)の諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別紙（本件対象文書）

文書1 風俗行政だより（令和2年3月16日付け，第307号）

文書2 「令和元年における風俗営業等の現状と風俗関係事犯の取締り状況等
について」の訂正について